

## 交野市認知症サポーターステッカー交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、介護保険サービス事業所や関係機関・企業等向けに各職域の実情に合わせた実践的なプログラムを取り入れた交野市認知症サポーター養成講座（以下「講座」という。）を受講した事業所・企業等団体（以下「団体」という。）に対し、交野市認知症サポーターステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるまちづくりを推進することを目的とする。

### (交付対象)

第2条 ステッカーの交付対象は、交野市内に事業所や店舗等を有し、職域組織単位で講座を受講した団体とする。

### (交付方法)

第3条 ステッカーの交付を希望する団体は、交野市認知症サポーターステッカー交付申請書（様式第1号）を交野市地域包括支援センター（以下「包括」という。）に提出するものとする。

2 包括は、当該団体の講座受講の確認を行った後、ステッカーを交付するものとする。

### (交付後の遵守事項)

第4条 ステッカーの交付を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 交付されたステッカーを事業所の出入り口等、市民の見やすい場所に掲示すること。

(2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

(3) 今後、継続的に団体内の未受講者に対し講座の受講を計画するとともに、「ステッカー」の意味を団体内の全員に周知するよう努めること。

### (再交付)

第5条 ステッカーの再交付は、原則行わないものとする。

### (事務局)

第6条 交野市認知症サポーターステッカー交付に関する事務局は、包括に置く。

### (補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、交野市認知症サポーターステッカー交付の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、令和2年2月1日から施行し、講座の受講確認ができる範囲においては、遡って適用する。